

一般社団法人鴨川流域ネットワーク定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鴨川流域ネットワークと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、安心・安全で美しくより一層親しまれる鴨川の実現を目指すという基本方針に基づき、千年の都を流れる鴨川の河川美化啓発やボランティアの育成などを行うことにより、河川環境保全に寄与し、もって鴨川流域の地域創生を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、以下の各号の事業を行う。

- (1) 鴨川の環境保全に関する事業
- (2) 鴨川の環境保全を行うボランティア育成及び河川美化啓発に関する事業
- (3) 当法人の行う本項第1号、第2号及び第5号の事業に協賛又は賛助する会員の募集事業
- (4) 鴨川基金（本号の寄附金、本条第2項の協賛金及び賛助金並びに第7章に定める基金を併せたもので、当法人の行う本項第1号から第3号及び第5号の事業を行うための資金をいう。以下同じ。）への寄附の呼びかけ事業及び運用に関する事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項第3号に定める会員は、次の2種とし、会員として入会しようとする者が、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となるものとする。

- (1) 協賛会員 当法人の事業に協賛し、理事会で別途定める協賛金を納入した団体又は個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助し、理事会で別途定める賛助金を納入した団体又は個人

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法による。

第2章 社 員

(社員の構成)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した個人又は団体を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、第19条第2項の社員総会決議をもって、当該社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 第7条で定める会費を1年以上滞納したとき
- (4) 総社員が同意したとき

(会費等の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招集）

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会長は、社員総会の日々の 2 週間前までに、社員に対して、社員総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面で、その通知を発しなければならない。

（議長）

第 17 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

（議決権）

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決議）

第 19 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長として、一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、理事会に対し、毎事業年度、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第2項の社員総会決議によらなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会において定め支給することができる。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第28条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について助言を行う。
- 4 相談役は、重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職
 - (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 23 条第 3 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 基金

(基金の拠出等)

第 37 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 鴨川基金運営委員会

(運営委員会の設置)

第 38 条 当法人に、鴨川基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 鴨川基金の活用事業に関する事業実施計画の審議
- (2) 鴨川基金の効果的活用等についての提案

(組織)

第 39 条 運営委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、鴨川の環境保全等に関する学識経験を有する者等のうちから、会長が任命

し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 任期満了前に退任した委員の補欠として、又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営委員会委員長)

第40条 運営委員会に委員長を置き、会長がこれに当たる。

- 2 運営委員会委員長は、運営委員会の会務を総括する。
- 3 運営委員会の議長は、運営委員会委員長がこれに当たる。
- 4 運営委員会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営委員会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委任)

第41条 この章に規定するもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、会長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第9章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の議決を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、第19条第2項の社員総会決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、第19条第2項の社員総会決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第49条 当法人の業務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 その他の職員は、会長が任免する。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	金田章裕 川崎雅史 戸田圭一 古村恵子 北野俊博
-------	--------------------------------------

設立時代表理事	金田章裕
---------	------

設立時監事	山元新司 大上浩史
-------	--------------

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 [REDACTED]

設立時社員 金田章裕

住 所 [REDACTED]

設立時社員 川崎雅史

住 所 [REDACTED]
[REDACTED]

設立時社員 戸田圭一

住 所 [REDACTED]

設立時社員 古村恵子

住 所 [REDACTED]

設立時社員 藤田宗

住 所 [REDACTED]

設立時社員 八木雅之

住 所 [REDACTED]
[REDACTED]

設立時社員 北野俊博

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鴨川流域ネットワーク設立のため、設立時社員 金田章裕ほか6名は、本定款を作成し、これに署名する。

平成28年8月24日

住 所 [REDACTED]

設立時社員 金田章裕

住 所

[REDACTED]

設立時社員 川崎雅史

住 所

[REDACTED]
[REDACTED]

設立時社員 戸田圭一

住 所

[REDACTED]

設立時社員 古村恵子

住 所

[REDACTED]

設立時社員 藤田宗

住 所

[REDACTED]

設立時社員 八木雅之

住 所

[REDACTED]
[REDACTED]

設立時社員 北野俊博